北本市議会 議会報告会(第31回) 次第

令和3年10月30日 出 午前10時から 市役所 3 階 会議室 3 - E · F

【司会進行】 広報広聴副委員長

1 開 会 広報広聴委員長

2 あいさつ 議長

3 議会報告会の進め方について

4 【第1部】 令和3年第3回定例会の報告

(1) 市長提出議案等の審議概要について

議会運営委員長

(2) 委員会提出議案の審議概要について 子どもの権利に関する特別委員会委員 튽

(3)議員提出議案の審議概要について 議会運営委員長

(4) 請願の審議概要について

議会運営委員長

(5) 特別委員会からの中間報告 子どもの権利に関する特別委員会委員 長

(6) その他

(7) 質疑応答

5 【第2部】 委員会ごとの意見交換会

6 閉 広報広聴委員長 会

令和3年第3回北本市議会定例会提出議案及び報告概要

議案 番号	件名	要旨
4 3	令和2年度北本市一般会計	1 趣旨
	歳入歳出決算の認定につい	(1) 歳入決算額
	7	290億4,257万174円
	(各部課)	(2) 歳出決算額
		278億5,291万603円
		2 内容
		歳入歳出差引額は11億8,965
		万9,571円となり、このうち3,
		830万円を繰越明許費として、83
		万4,000円を事故繰越しとして、
		それぞれ翌年度へ繰り越す財源とし
		たことから、11億5,052万5,
		571円を決算剰余金として令和3
		年度に繰り越した。
4 4	令和2年度北本市後期高齢	1 趣旨
	者医療特別会計歳入歳出決	(1) 歳入決算額
	算の認定について	9億2,404万982円
	(健康推進部保険年金課)	(2) 歳出決算額
		8億9,870万8,086円
		歳入歳出差引額2,533万2,8
		96円を決算剰余金として令和3年度
4 5	人和《左座北土物土兰本丰	に繰り越した。
4 5	令和2年度北本都市計画事	1 趣旨 (1) 恭 7 沈 答 短
	業久保特定土地区画整理事	(1) 歳入決算額
	業特別会計歳入歳出決算の 認定について	2 億 8 , 3 4 0 万 7 , 1 7 0 円 (2)
	『都市整備部久保土地区画	2億6,614万9,724円
	整理事務所)	2 内容
	上 <i>、</i> 工 + 4刀 <i>川 </i> 	2 P14
		446円となり、このうち231万円
		を繰越明許費として翌年度へ繰り越
		す財源としたことから、1,494万
		7,446円を決算剰余金として令和

		3年度に繰り越した。
4 6	令和2年度北本市国民健康	1 趣旨
	保険特別会計歳入歳出決算	(1) 歳入決算額
	の認定について	65億4,953万1,070円
	(健康推進部保険年金課)	(2) 歳出決算額
		63億2,811万7,145円
		2 内容
		歳入歳出差引額2億2,141万
		3,925円を決算剰余金として令和
		3年度に繰り越した。
4 7	令和2年度北本市介護保険	1 趣旨
	特別会計歳入歳出決算の認	(1) 歳入決算額
	定について	54億1,387万7,734円
	(健康推進部高齢介護課)	(2) 歳出決算額
		53億4,289万6,001円
		2 内容
		歳入歳出差引額7,098万1,7
		33円を決算剰余金として令和3年
		度に繰り越した。
4 8	令和2年度埼玉県央広域公	1 趣旨
	平委員会特別会計歳入歳出	(1) 歲入決算額
	決算の認定について	45万8,790円
	(埼玉県央広域公平委員会)	(2) 歳出決算額
		17万6,789円
		2 内容
		歳入歳出差引額28万2,001円
		を決算剰余金として令和3年度に繰り
		り越した。
4 9	令和2年度北本市公共下水	1 趣旨
	道事業会計決算の認定につ	(1) 収益的収入及び支出決算額
	(+17 + +17 7 + = 11 = 11)	アー下水道事業収益
	(都市整備部建設課)	1 0億1, 789万2, 895円
		イ 下水道事業費用
		9億8,492万1,399円
		(2) 資本的収入及び支出決算額
		ア 下水道事業資本的収入
		4億186万4,680円
		イ 下水道事業資本的支出

		7億2,635万4,862円
		2 内容
		当年度純利益は1,741万4,8
	11. 十十十半四月四十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	83円となった。
5 0	北本市手数料条例の一部改	
	正について	行政手続における特定の個人を識別
	(市民経済部市民課)	するための番号の利用等に関する法律
		の一部改正に伴い、個人番号カードの
		再交付に係る手数料を廃止するもの
		2 内容
		個人番号カードの再交付に係る手
		数料の廃止(第2条)
		3 施行期日
		公布の日
5 1	北本市こども医療費の支給	1 趣旨
	に関する条例及び北本市重	健康保険法等の一部改正を踏まえ、
	度心身障害者医療費支給条	医療機関等において医療を受けようと
	例の一部改正について	する場合における被保険者資格の確認
	(福祉部障がい福祉課、福	方法を弾力化するとともに、規定の整
	祉部子育て支援課)	備をするもの
		2 内容
		1 (1) 北本市こども医療費の支給に関
		する条例の一部改正(第1条関係)
		(2) 北本市重度心身障害者医療費支
		給条例の一部改正(第2条関係)
		3 施行期日
		公布の日
5 2	令和 2 年度北本市公共下水	令和 2 年度北本市公共下水道事業会
	道事業会計未処分利益剰余	計未処分利益剰余金の一部を減債積立
	金の処分について	金に積み立てることについて、地方公営
	(都市整備部建設課)	金業法第32条第2項の規定により、議
	(相川淮洲的建议珠)	企業伝第32条第2項の規定により、議 会の議決を求めるもの
F 2	数字乗号会数字目の任会に	
5 3	教育委員会教育長の任命に	教育委員会教育長に神子修一氏を任
	ついて(ままり字)	命するため議会の同意を求めるもの
	(市長公室)	4TC-1-1
5 4	令和3年度北本市一般会計	
	補正予算(第7号)	(1) 補正前の額
	(各部課)	215億3,387万5千円

		(2) 補正後の額
		224億5,701万円
		歳入歳出それぞれ9億2,313
		万5千円を追加
		2 内容
		-
		の計上に伴う所要額の補正等を行う
		とともに、財政調整基金等の積立金を
		増額し、歳入については、地方特例交
		付金及び普通交付税の確定に伴う所
		要額を補正し、令和2年度歳入歳出の
		確定に伴う繰越金の所要額の補正等
		を行うとともに、財政調整基金繰入金
		を減額し、補正予算収支の均衡を図っ
		た。
5 5	 令和3年度北本市後期高齢	1 趣旨
	者医療特別会計補正予算	1
	(第1号)	9億6,750万円
	(健康推進部保険年金課)	(2) 補正後の額
	(VCM)ECTIVITIES EDIO	9億9,283万1千円
		歳入歳出それぞれ2,533万1
		千円を追加
		2 内容
		歳出については、後期高齢者医療広
		域連合納付金を増額するとともに、繰り
		出金を計上し、歳入については、令和
		2年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の
		所要額の補正を行い、補正予算収支の
		均衡を図った。
5 6	令和3年度北本都市計画事	1 趣旨
	業久保特定土地区画整理事	(1) 補正前の額
	業特別会計補正予算(第1	5億1,010万円
	号)	(2) 補正後の額
	(都市整備部久保土地区画	5億1,010万円
	整理事務所)	歳入予算の補正のみ。歳入歳出総
		額に変更なし
		2 内容
		令和2年度歳入歳出の確定に伴う繰

もに、
予算収
千円
の支給
要する
建康保
し、歳
を増額
こ伴う
ととも
操入金
を図っ
万円
定審査
を減額
進給付
の返納
介護保
2年度
② 折要額
会計繰

追加議案

5 9 令和 3 年度北本市一般会計 補正予算 (第 8 号)

(各部課)

- 1 趣旨
 - (1) 補正前の額224億5,701万円
 - (2) 補正後の額226億5,251万円歳入歳出それぞれ1億9,550万円を追加
- 2 内容

歳出については、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費その他の新たな事務事業費の計上に伴う所要額の補正等を行い、歳入については、国庫支出金の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。

報告 番号	件名	要旨
8	専決処分の報告について(北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について)(行政経営部行政経営課)	1 概要 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い当然に必要とされる規定の整備について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの 2 専決処分の日令和3年7月20日
9	専決処分の報告について(北本市個人情報保護条例の一部改正について) (総務部総務課)	1 概要 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い当然に必要とされる規定の整備について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの 2 専決処分の日令和3年7月20日
1 0	令和2年度北本市公共下水道 事業会計予算継続費精算報告 書について (都市整備部建設課) 令和2年度北本市財政の健全	雨水幹線整備事業について、継続費に 係る継続年度が終了したので、地方公営 企業法施行令第18条の2第2項の規 定により報告するもの 令和2年度北本市財政の健全化判断
	化判断比率の報告について (行政経営部財政課)	比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するもの
1 2	令和2年度北本市公営企業の 資金不足比率の報告について (都市整備部建設課)	令和2年度北本市公営企業の資金不 足比率について、地方公共団体の財政の 健全化に関する法律第22条第1項の 規定により、監査委員の意見を付けて報 告するもの

令和3年度一般会計補正予算(第7号)等の概要

1	補正予算の規模	000.405	00.457.040	
	一般会計	923,135 千円(補正後累計		
	後期高齢者医療特別会計	25,331 千円(補正後累計	992,831	
	久保土地区画整理事業特別会計	〇 千円(補正後累計	510,100	
	国民健康保険特別会計	4,776 千円(補正後累計	6,578,976	
	介護保険特別会計	53,880 千円(補正後累計	5,446,380	千円)
2	一般会計補正(第7号)の内容			
	(歳出)			
	○ 新型コロナウイルス感染症対策関連	事業		
	キャッシュレス型消費活性化事業		64,336	千円
	安心宣言飲食店プラス支援給付金給付	事業	20,017	千円
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事	業	9,475	千円
	重度心身障害者医療費現物給付化事業		1,493	千円
	土地・家屋評価用タブレット導入事業		2,133	千円
	修学旅行等費用補助金交付事業		3,350	千円
	備品購入費(加湿空気清浄機、大型モ	ニター購入)	3,337	千円
	○ 子育て支援の充実			
	民設放課後児童クラブ補助事業		3,200	千円
	〇 学校教育の充実			
	西小学校給食室整備事業		14,389	千円
	〇 高齢者福祉の充実			
	健康増進センター耐震診断委託		2,374	千円
	〇 障がい者福祉の充実			
	在宅重症心身障害児の家族に対するレス	パイトケア事業補助金交付事業	1,650	千円
	〇 環境に優しいまちづくり			
	生ごみ処理機器購入費補助事業		387	千円
	修繕料、管理委託(トラックスケール))	3,295	千円
	○ その他			
	地域密着型サービス等整備助成事業費等	等補助金	△ 48,702	千円
	委託料(施設入所委託)		2,447	千円
	特別会計繰出金(久保、国保、介護)		△ 16,046	千円
	基金積立金		856,000	千円
	(財政調整基金、減債基金、公共施	設整備基金、南部地域整備基金)		
	(歳入)			
	地方交付税(普通交付税)、地方特例3	交付金	198,110	千円
	国庫支出金(子ども・子育て支援交付会	金外2件)	10,541	千円
	県支出金(地域密着型サービス等整備	助成事業費等補助金外2件)	△ 46,811	千円

繰入金 (財政調整基金、後期特会)

繰越金(前年度繰越金)

△ 276,771 千円

900,525 千円

 諸収入(過年度収入、雑入)
 8,641 千円

 市債(臨時財政対策債)
 128,900 千円

(債務負担行為)

がん検診(集団)業務 39,261 千円 小・中学校給食調理等業務(小学校4校、中学校1校) 339,490 千円

(地方債)

変更 臨時財政対策債 128,900 千円

令和3年度一般会計補正予算 (第8号) の概要

1 補正予算の規模

一般会計 195,500 千円 (補正後累計 22,652,510 千円)

2 一般会計補正(第8号)の内容

(歳出)

路線バス運行維持支援給付事業 2,100 千円 障がい者福祉施設応援給付事業 3,000 千円 老人福祉施設応援給付事業 14,400 千円 新型コロナウイルスワクチン接種業務経費 157,159 千円 学校運営経費(タブレットアダプターの配布) 14,587 千円

(歳入)

国庫支出金(国庫負担金、国庫補助金) 161,413 千円 繰入金(財政調整基金) 34,087 千円

生徒指導提要の改訂に関する意見書

近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあるなど、学校における生徒指導の課題が深刻化していることから、文部科学省では、生徒指導の基本書である生徒指導提要を改訂するため、令和3年6月2日に生徒指導提要の改訂に関する協力者会議を設置し、検討を行っています。しかしながら第1回会議で示された『生徒指導提要の改訂にあたっての基本的な考え方』には、「子どもの権利」について一切触れられていません。

全国各地の教育現場において、教師による生徒指導や部活動指導における 暴力や暴言、いじめ事案の調査や生徒指導場面における不十分な意見聴取な ど、不適切な指導事例が頻発しています。また、教師による指導が原因の一 つになったと考えられる自殺も発生しています。教育現場において子どもの 権利が十分に認知されていない状況がうかがえます。

児童福祉法及び義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律については、平成28年の改正において、目的に子どもの権利条約の精神に則ることが明記されましたが、生徒指導に当たりこれらの法律が参照されることは通常ありません。生徒指導において子どもの権利の尊重を徹底するためには、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である生徒指導提要に明記することが極めて重要です。

以上のことから、生徒指導提要の改訂に当たり、子どもの権利を最大限尊重するよう、下記のとおり求めます。

記

- 1 子どもの権利条約の精神に則り、子どもが権利の主体であること、児童 生徒の年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されなければならな いこと及び児童生徒の最善の利益が優先して考慮されなければならない ことを明記すること。
- 2 生徒指導提要の全体を通して、子どもの権利を尊重する内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

文部科学大臣

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

本市では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、 地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てを はじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け 増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方 譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、衆議院議長、参議院議長

米価暴落に対する緊急対策を求める意見書

昨年来、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外食を中心に米需要が大き く減少し、2020年産の米価は下落を続けました。

新型コロナウイルス感染拡大による影響は今年に入っても長引き、需要は引き続き減少しています。農林水産省が公表した令和3年6月末の民間在庫量は219万トンと、適正在庫とされる180万トンを大幅に上回っています。今年、収穫期を迎えている産地では、「昨年の米が倉庫に大量に残っており、新米を入れる場所がない」という事態まで生まれています。

農業協同組合が生産者に渡す概算金が、埼玉県では60キログラム当たり8,300円で昨年より約3,900円の下落です。

米生産者はこの二十数年、米価の下落・低迷に苦しめられてきました。市場まかせの政府の米政策のもとで、かつて60キログラム平均で2万

2,000円を超えていたのが、今や1万円前後です。他方、農林水産省の調査では、米60キログラムを生産するのにかかる直近(2019年産米)の経費は、平均で1万5,000円を超えています。

米生産者の大多数は赤字生産を強いられ、米代金では家族労働費どころか 農機具、肥料などの物財費さえ償えない状況です。

よって国におかれましては、下記の事項を速やかに実現されることを強く 要望します。

記

- 1 過剰在庫を国が買い取り、市場から隔離すること。
- 2 買い取った米を生活困窮者、学生、子ども食堂などへ積極的に供給すること。
- 3 ミニマム・アクセス米の輸入を縮小すること。
- 4 転作補助金の拡充を図ること。
- 5 農業者戸別所得補償制度を復活すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

受理番号	議請第5号
受理年月日	令和3年8月16日
件名	都市計画道路「中仙道」の北部地域整備促進に関する請願
請願者の住所 及び氏名	北本市東間 3 - 1 0 0 - 8 小坂井 雅夫 ほか 1 1 人
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	黒澤健一、金森すみ子、保角美代

【請願趣旨】

都市計画道路「中仙道」に関しては、現在も整備が進められております。 県道 312 号線から多聞寺前交差点までの区間は、長年の懸案ではありました が、県には熱心な対応をいただき整備が完了して、地域住民の希望がかなえ られたことを歓迎しているところであります。

私たちが住んでいる地区は、都市計画道路「中仙道」の範囲ではありますが、未整備のままであります。当該地区に関しては、都市計画道路決定以来、幅員に該当するセットバックの協力が沿線住民の理解で進められております。

この道路は、県道164号線であり、上り車線の渋滞は三軒茶屋の交差点から400メートルにも及び環境や歩行者に影響を与えております。

また、この道路は小学校の通学路にもなっており、通勤時間帯と重なり歩道部分での違法自転車とのすれ違いにより交通指導にも影響があります。

都市計画道路「中仙道」における三軒茶屋の交差点、深井交差点の改良を含めて、私たちの「北部地域整備」に対する熱意に思いを致していただき、北本市としても重要な都市計画道路の政策に特段の御高配をもって対処していただきますよう、下記のとおり請願するものであります。

【請願事項】

- 1 市長は、都市計画道路「中仙道」の北部地域における整備を促進すること。
- 2 埼玉県知事に対して意見書を提出すること。

都市計画道路「仲仙道」の北本市北部地域の整備促進を求める意見書

都市計画道路「仲仙道」に関しては、県道312号線から多聞寺前交差点までの区間は、長年の懸案ではありましたが、埼玉県には熱心な対応をいただき整備が完了して、地域住民の希望がかなえられたことを歓迎しているところである。

北本市北部地域は、都市計画道路決定以来、幅員に該当するセットバック の協力が沿線住民の理解で進められている。

この県道164号線の沿線には、近年大型店舗等の出店により上下線とも時間帯により大渋滞が発生し、環境や歩行者に影響を与えている。

また、この道路は小学校の通学路にもなっており、通勤時間帯と重なり歩道部分での違法自転車とのすれ違いにより交通指導にも影響がある。

都市計画道路「仲仙道」における三軒茶屋の交差点、深井交差点の改良を含めて、北本市北部地域の整備促進に埼玉県としても特段の御高配をもって対処されるよう、下記のとおり強く要望する。

記

1 都市計画道路「仲仙道」の北本市北部地域における整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

埼玉県知事

子どもの権利に関する特別委員会委員長中間報告

令和3年第2回定例会において本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていました「子どもの権利条例の制定」について、6回の委員会を開催いたしましたので、審査経過の概要を下記のとおり報告いたします。

記

【第1回】 審査年月日 令和3年6月24日(木)

第1回の委員会では、子どもの権利条約や権利擁護等に関する基礎資料を確認し、条例制定の方向性として、議員提案による制定を目指して取組を進めていくこと、条例案には子どもの権利に関する事項に加え、権利擁護・救済の仕組みに関する事項も位置付けるとすることを委員間で共有しました。

条例制定に向けたスケジュールについては、令和4年第1回北本市議会定例会への条例案の提出、令和3年度中の制定を目指すことといたしました。また、策定過程においては、執行部のほか、子ども及び子ども関係機関への意見の聴取について市民団体等にも幅広く協力いただきながら、SNSの活用を含め様々な手法を用いて10月及び11月頃に機会を設け実施することとしました。

そのほか、条例案及び逐条解説へのアドバイス業務及びシンポジウム参加 講師派遣については学識経験者や弁護士等から適任者を選定して依頼する こと、行政視察については候補先として兵庫県川西市、福岡県宗像市及び埼 玉県こども安全課を選定し受入可否を問い合わせることを確認しました。

【第2回】 審査年月日 令和3年7月7日(水)

今回から、条例案の検討作業を開始し、条例全体の構成及び総則の具体的な内容について議論しました。条例案については、神奈川県川崎市、北海道札幌市、長野県松本市、兵庫県川西市などの先進市の条例を参考に正副委員長が作成した骨子を基に協議し、条例全体で7章・39条による構成とすることとしました。また、子どもの権利保障の実効性を担保するため、子どもの権利侵害からの救済や施策の総合的な推進に関する内容を位置付けています。

そのほか、令和4年度予算要求に向け、先進市に対して、子どもの権利に 関する業務の予算措置状況等についてアンケート調査を行うこととしました。

【第3回】 審查年月日 令和3年7月29日(木)

第3回の委員会では、前回に引き続き条例案の検討を進め、基本施策を一

つの章として位置付けることとし、具体的な内容について議論しました。 そのほか、子どもの権利の具体化に関する規定及び権利の保障に関する規 定の具体的な内容について議論しました。

【第4回】 審査年月日 令和3年8月10日(火)

第4回の委員会では、前回に引き続き条例案の検討を進め、子どもの権利 の侵害からの救済に関する規定の具体的な内容について議論しました。

【第5回】 審査年月日 令和3年8月12日(木)

第5回の委員会では、前回に引き続き条例案の検討を進め、子どもの権利 に関する施策の総合的な推進に関する規定の具体的な内容について議論し ました。また、執行部や子ども関係施設・団体等関係者へのヒアリングの実 施方法について併せて議論しました。

【第6回】 審査年月日 令和3年9月17日(金)

第6回の委員会では、前回に引き続き条例案の検討を進め、条例における 定義に関する具体的な内容について議論するとともに、執行部に条例案の概 要説明と今後の子ども関係施設・団体等への意見聴取に関する協力を依頼す るため、9月27日に開催する本委員会の協議会に出席を要請することを決 定しました。

なお、8月19日に予定していた埼玉県こども安全課への行政視察については、緊急事態宣言下の状況を踏まえ、視察前日に、双方合意の上、10月以降に延期・再調整することとしました。

以上がこれまでの審査経過でありますが、今後更なる調査研究及び議論を 深めるため、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上報告いたします。 令和3年9月28日

子 どもの権利に関する特別委員会 委員長 渡 邉 良 太

北本市議会議長 工藤 日出夫 様